

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性その他の事由によりこれにより難しい場合には、任命権者は、人事委員会の承認を得て、別に期間を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。